

第 3 次
芦屋市文化推進基本計画
(素案)

《 目 次 》

I. 計画の策定にあたって	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の概要	2
3. 計画の対象となる文化	5
4. 進行管理	5
II. 本市における文化をとりまく現状と課題	6
1. 第2次基本計画の総括	6
2. アンケートからみる現状	7
3. ヒアリング・団体アンケートからみる現状	13
4. 本市における文化に関わる現状と今後重点的に取り組む課題	15
III. 計画の基本的な考え方	17
1. 今後5年間の文化政策の方向性（ビジョン）	17
2. 文化政策の展開の基本的な考え方と重点取組項目	18
3. 施策の方向性	19

I. 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

人口減少・少子高齢化・グローバル化・高度情報化などが進み、人々の生活様式や価値観が多様化する現代社会では、精神的なゆとりや豊かさ、生きがい、自己実現などを求めて、文化の重要性が再認識されています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による文化活動の停滞を経て、文化は、人と人、人と地域とをつなげ孤独から救い、人々に安らぎと勇気、生きる楽しみを見出せるものとして、その本質的価値が改めて認識されました。文化は、社会的財産であると同時に、心豊かな社会の形成に寄与し、まちの品格を高め、魅力や活力となって、ふるさとの誇りや愛着を育む礎となります。

国においては、「文化芸術基本法」およびそれに基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」で、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築や少子高齢化などの課題への対応、文化芸術立国の実現に向けた方向性などが示されています。さらに、令和 5 年（2023 年）3 月に「第 2 期文化芸術推進基本計画」が策定され、誰もが文化芸術活動に参加し、文化芸術の価値を享受できる環境を整備することが重要であるとし、共生社会の実現に向けた包摂的な文化政策が重視されています。加えて、令和 5 年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）」が策定され、障がいの有無にかかわらず、誰もが文化芸術を創造し、参加できる社会の実現が求められています。

本市では、平成 18 年（2006 年）5 月に文化行政推進懇話会を設置し、平成 20 年（2008 年）3 月に重点的に取り組むべき課題を中心とした「芦屋市文化行政推進に対する提言（Ashiya Renaissance）」をまとめました。さらに、平成 22 年（2010 年）4 月には芦屋市文化基本条例を制定し、文化の振興に関する施策を総合的に推進する上で基本的な理念及び施策の基本となる事項を明確化しました。その後、文化振興の諸施策を継続して展開するため、平成 24 年（2012 年）5 月に「第 1 次芦屋市文化振興基本計画（第 1 次基本計画）」を、平成 29 年（2017 年）3 月には「第 2 次芦屋市文化振興基本計画（第 2 次基本計画）」を策定し、文化を活かしたまちづくりを推進してきました。

このたび策定する「第 3 次芦屋市文化推進基本計画」は、第 2 次計画の成果と課題を検証しつつ、社会環境の変化や新たな政策的要請を踏まえて、本市の文化政策の方向性を定めるものです。また、文化と他分野の施策との連携を深め、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを目指すため、本計画は、第 5 次芦屋市総合計画後期基本計画と一体的に策定することとしました。本市の豊かな文化資源を継承・活用しながら、市民一人ひとりが年齢や立場にかかわらず、生涯を通して身近に文化に触れ、文化活動に参加することで、心の豊かさを真に実感できる暮らしの実現を目指して、本市の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く発信していきます。

2. 計画の概要

第3次基本計画は、第5次芦屋市総合計画及び各行政分野の計画と整合性を図りながら、芦屋市文化基本条例第8条に基づく「文化の振興に関する基本的な計画」として、文化政策の方向性を包括的に示すものです。

対象となる文化の範囲、文化振興推進の基本理念は、本条例に定められており、本章では、基本理念及び基本目標等、計画の概要について記載します。

(1) 基本理念

- 1 文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 2 歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が、市民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 3 文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

(芦屋市文化基本条例 第3条 抜粋)

(2) 基本目標

「自然に恵まれた、人が心豊かに生きることのできるまちを目指して」

人が心豊かに生きるまちとは、豊かな自然や美しいまちなみや心地良い空間があり、人が人らしく生きることのできるまちです。

このようなまちは、居住空間とそこに住んでいる人の両方が生き生きとしたつながりを保つことで創られると考えます。

豊かな自然や歴史、美しいまちなみ、多様な文化などは、美しさを感じる感覚を養い、創造性や、寛容性を育む源となっています。そして、こうした文化の力は、人と人とのつながりや地域への誇りを育み、交流や賑わいを生み出すことで、地域の魅力や活力を高める原動力となります。豊かな自然や美しいまちなみを保存・形成するとともに、市民が年齢や立場にかかわらず多様な文化に触れる機会や環境を整えることによって、市民の心の豊かさを育むとともに、持続可能で魅力あるまちづくりを目指します。

1 「ゆとりや潤いなどの実感できる心豊かな市民生活の実現」

市民が身近なところで優れた文化を鑑賞し、自ら文化活動を行うことができる機会などが整った社会の実現を目指します。

2 「文化振興と地域活性化を一体的に推進し、文化の力を活かしたまちづくりの実現」

「国際文化住宅都市」として培われた文化の力を活かし、社会包摂の観点から、誰もが文化活動に参加できる取組を推進するために、他分野の施策とも連携しながら、人々の繋がりや居場所の創出など、文化振興と地域活性化を一体的に推進します。

(※社会包摂：違いのある人たちを、違いを尊重したまま受け入れる社会を目指そうという考え方)

(3) 市民及び事業者の役割

市民は、文化の担い手として、積極的に文化活動を展開する役割が期待され、事業者には、地域社会の一員として、自主的に文化活動を展開し、市民の文化活動を支援する役割が一層期待されています。

(4) 市の役割及び責務

行政における文化政策や、市民の文化活動をより盛んにしていくためには、市民と行政の参画と協働の仕組みづくりとともに、行政全般を文化の視点から捉え、施策を推進することが必要です。

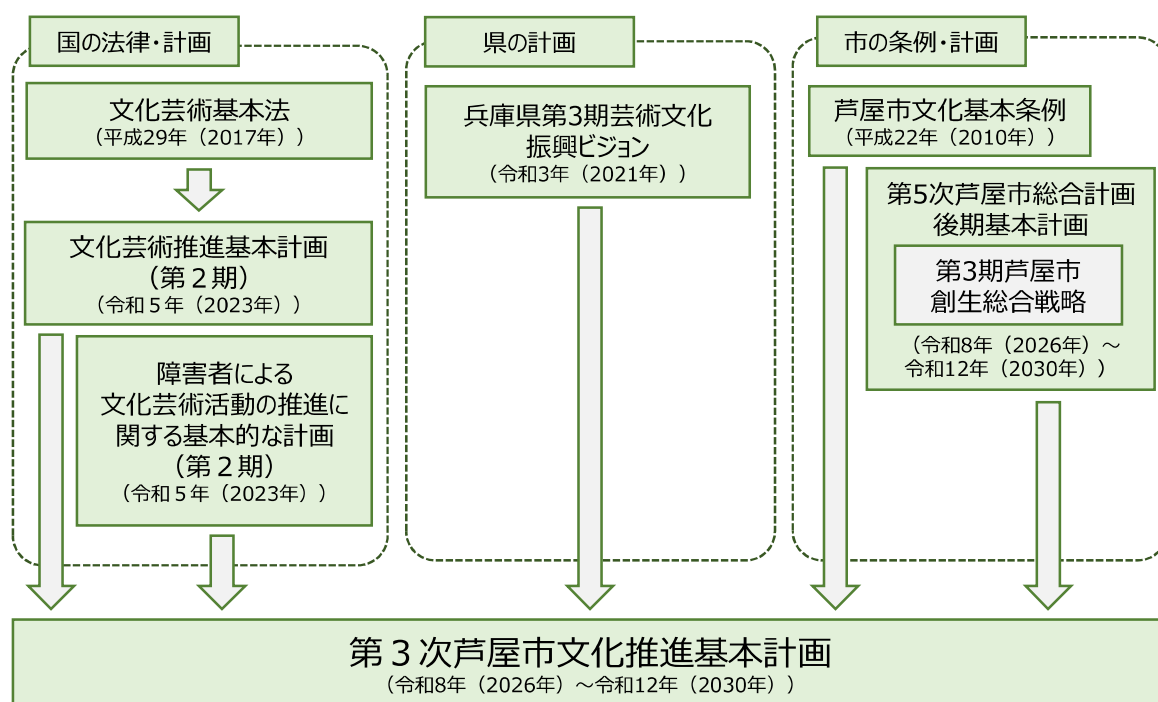
市が実施する施策について、ソフト、ハード両面に、美しさ、ゆとり、潤い、安らぎなどといった文化の視点を取り入れ、文化振興と地域活性化を一体的に推進します。

あらゆる施策に文化の視点を取り入れることは、景観やまちなみ、風情などまちづくりにおいて魅力を向上させる要素となるとともに、教育、福祉、国際交流などの面でも、教養豊かな人格の形成や創造的人材の育成など、心豊かな暮らしの実現に寄与すると考えます。

（５）計画の位置づけ

本計画は、国の「文化芸術基本法」およびそれに基づく「文化芸術推進基本計画（第２期）」ならびに「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第２期）」等の方針や、兵庫県が文化芸術振興の方向性を定めた「第３期芸術文化振興ビジョン」、芦屋市において文化に関する理念と方向性を定めた「芦屋市文化基本条例」および市政全体の最上位計画である「第５次芦屋市総合計画後期基本計画・第３期芦屋市創生総合戦略」と整合を図りながら、本市の文化施策の基本的な方向性を明らかにするものです。

また、本計画は、芦屋市総合計画を上位計画とする分野別計画の一つであり、教育、子育て、福祉などその他関連する様々な分野の個別計画とも密接に連携を図りながら、本市の文化施策を推進します。



（６）計画期間

第３次基本計画は、令和８年度（２０２６年度）から令和１２年度（２０３０年度）までを計画期間とします。

令和３年度 (2021年度)	４年度 (2022年度)	５年度 (2023年度)	６年度 (2024年度)	７年度 (2025年度)	８年度 (2026年度)	９年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)	12年度 (2030年度)
第５次芦屋市総合計画 (前期基本計画)					第５次芦屋市総合計画 (後期基本計画)				
第２次芦屋市文化推進基本計画 (平成29年度(2017年度)～令和7年度(2025年度))					第３次芦屋市文化推進基本計画				

3. 計画の対象となる文化

文化芸術基本法において、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものであるとされています。また、文化芸術それ自体が、固有の意義と価値を有するとともに、国民共通のよりどころとなり、自己認識の基点として文化的な伝統を尊重する心を育てるものとされています。

本市は前期計画で、文化の範囲を芸術、芸能、生活文化など、いわゆる「文化」だけではなく、景観、スイーツ・パンなどを含む食に関すること、ファッション、まつり、花や緑・山川海等の自然など広い視点を対象としており、第3次文化推進基本計画においてもこの考え方を踏襲します。

他の行政分野の計画と重なる内容に関しては、課題別計画に基づき推進するものとします。

4. 進行管理

第3次基本計画に基づく事業の進捗状況等については、文化推進審議会において毎年点検・検証し、公表します。

文化推進審議会は、「芦屋市附属機関の設置に関する条例」に基づいて設置された附属機関であり、文化の推進に関する重要事項の調査審議や施策の評価を行っています。

今後も、計画に基づく施策の評価とともに、常に時代に即した、また、市の方向性を踏まえた新たな要素を取り入れつつ、第3次基本計画の進行を管理します。



II. 本市における文化をとりまく現状と課題

1. 第2次基本計画の総括

第2次基本計画については、当初、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）の計画期間でしたが、第5次総合計画の計画期間と合わせることで一体的に進めていくとともに、これまでの方向性を踏襲しつつ、各施策をさらに「深化」させるため、当該計画を改訂し、令和7年度（2025年度）まで延長しました。計画の推進については、実施した事業を文化推進審議会において毎年、点検・検証したことを踏まえ、これらの審議過程で出た意見などをもとに、下記に挙げた課題や考慮すべき点を第3次基本計画に反映します。

第2次基本計画に基づき、市民が文化に関わる機会の創出や、地域の資源を活かした文化事業の展開などに取り組み、一定の成果が見られました。その一方で、社会情勢の変化や環境の変化に伴い、いくつかの課題も明らかになりました。

まず、文化活動に関する情報の発信方法が限定的であり、市民がアクセスしやすい「伝わる」周知・広報のあり方を検討する必要があります。また、文化財等の保存・活用の観点からも文化資源のデジタルアーカイブ化やオンラインでの発信といったデジタル化への対応をさらに進めていく必要があります。加えて、今後の継続的な文化資源の継承・共有を図る必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響によって、イベントや文化施設の休業など様々な制約下での開催を余儀なくされ、文化活動の停滞は、人と人、人と地域とのつながりにも大きな影響を及ぼしました。人々の繋がりや居場所の創出、次世代への継承など、文化施策と他分野の施策との連携を深め、まちの魅力創造・発信など、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを推進する必要があります。

また、少子高齢化を背景とした担い手の不足などにより、これまでの活動を継続していくことが困難になっており、既存の取組にとらわれない柔軟な発想や創意工夫が求められています。

2. アンケートからみる現状

(1) 市民アンケート調査結果について

第5次総合計画後期基本計画のためのアンケートに合わせて、第3次基本計画策定の基礎資料とするため、文化芸術の鑑賞、イベントやまつりなどの体験や自身の文化的創作活動などについて質問するとともに、今後の本市の文化やその活性化について質問しました。ここでは、主な意見をお示します。

[調査の概要]

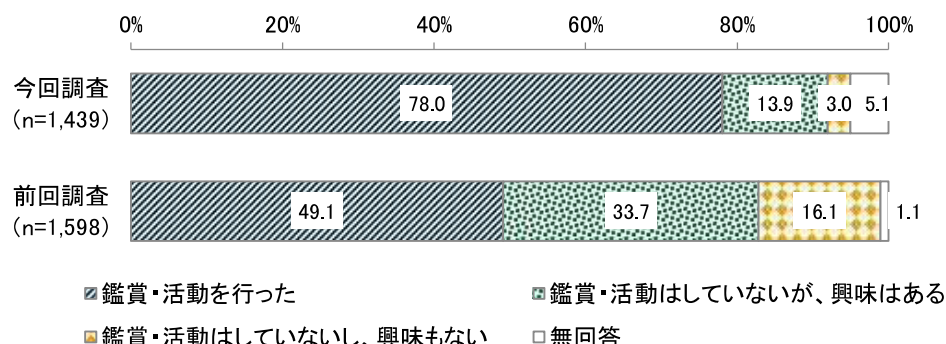
調査対象	市内にお住まいの18歳以上の方から無作為に選んだ3,000の方が対象。
調査方法	郵送による配布・回収（回収はWEBを併用）
調査期間	令和6年（2024年）10月17日（木）～令和6年（2024年）11月1日（金）
回収結果	有効回答数 1,439 件（有効回収率 48.1%）

① この1年間に体験や活動をした文化的なコト・モノ

「鑑賞・活動を行った」の割合が最も高く78.0%となっています。次いで、「鑑賞・活動はしていないが興味はある（13.9%）」、「鑑賞・活動はしていないし、興味もない（3.0%）」となっています。

前回調査と比較すると、「鑑賞・活動を行った」の割合が上昇し、「鑑賞・活動はしていないが興味はある」、「鑑賞・活動はしていないし、興味もない」の割合が低下しています。

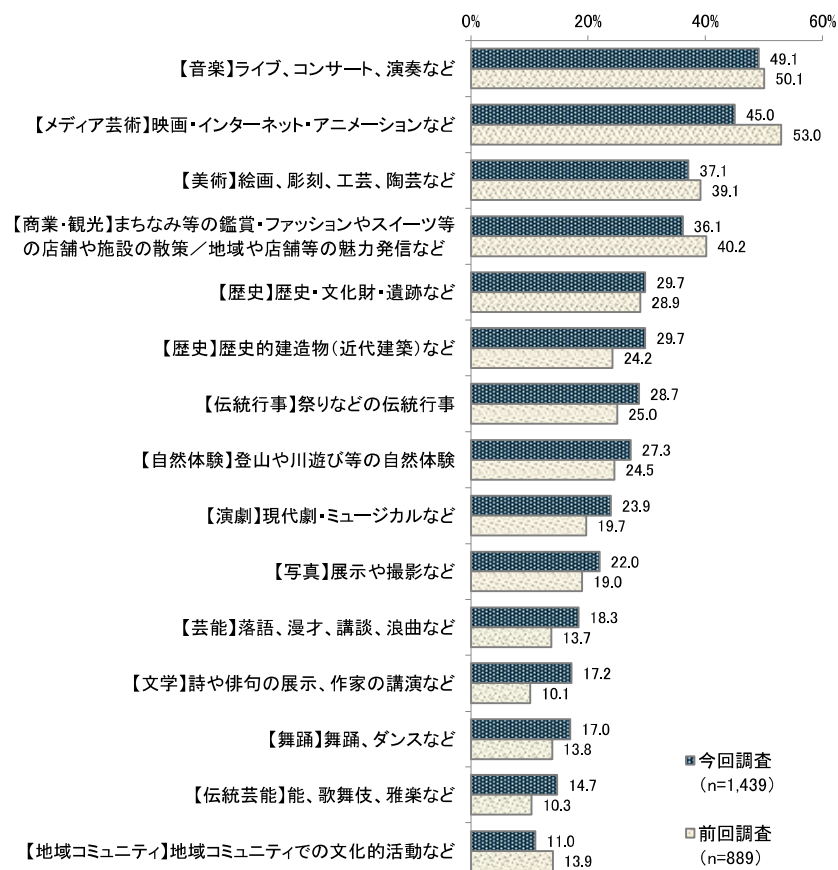
この1年間に体験や活動をした文化的なコト・モノ（指標との比較）



② この1年間における文化体験・活動の有無

平成 28 年（2016 年）に実施した調査と比較すると、「自ら（創作・活動に）関わった」「鑑賞・参加のみ行った」と回答した割合については、「【メディア芸術】映画・インターネット・アニメーションなど」等の割合が低下し、「【文学】詩や俳句の展示、作家の講演など」「【写真】展示や撮影など」等の割合が上昇しています。

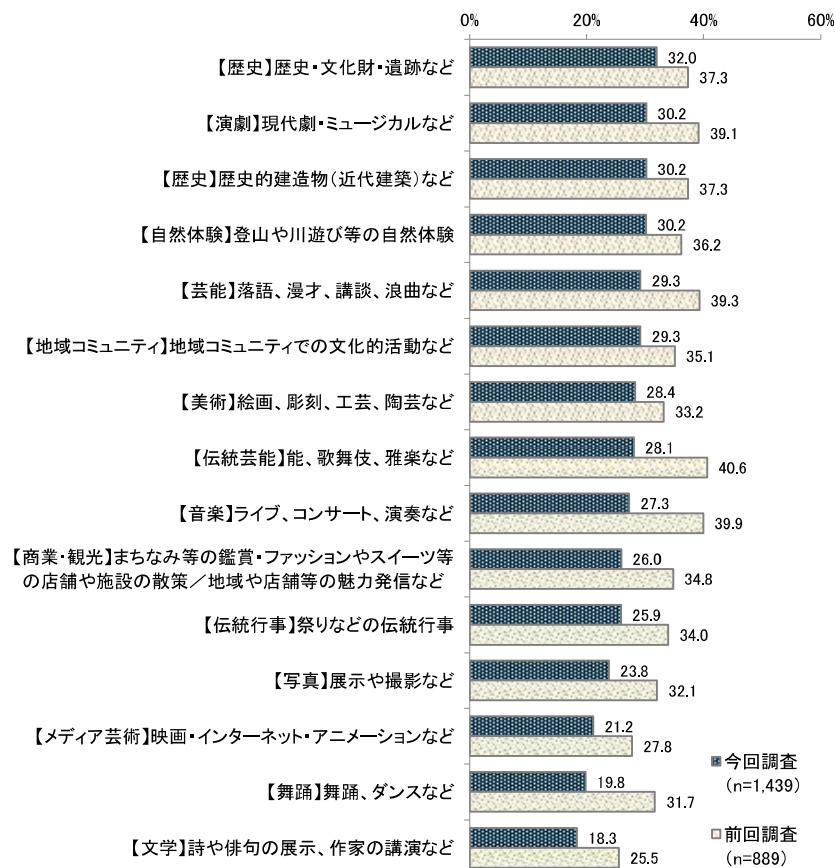
この1年間に体験や活動をした文化的なコト・モノ（前回調査との比較） 【「自ら（創作・活動に）関わった」＋「鑑賞・参加のみ行った」割合の合計値】



（注）前回調査と比較可能な項目のみを掲載している。

また、「これからしてみたい・興味がある」の割合については、全体的に低下しています。

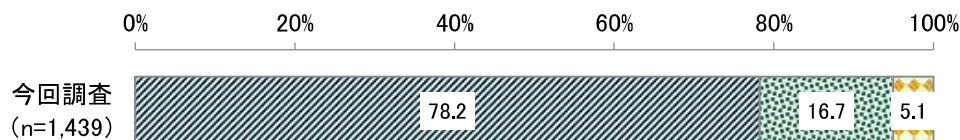
「これからしてみたい・興味がある」文化的なコト・モノの割合（前回調査との比較）



(注) 前回調査と比較可能な項目のみを掲載している。

いずれかの文化的なコト・モノについて「これからしてみたい・興味がある」と回答した割合は 78.2%となっています。

いずれかの文化的なコト・モノについて「これからしてみたい・興味がある」と回答した割合



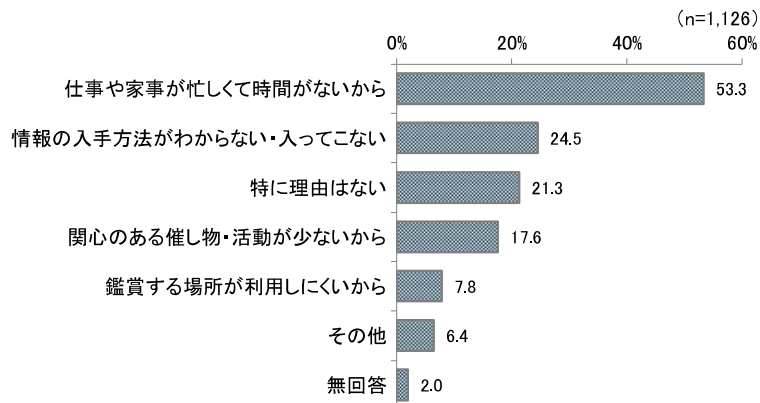
今回調査
(n=1,439)

- (いずれかの項目について)これからしてみたい・興味がある
- 自ら(創作・活動に)関わった、鑑賞・参加のみ行った、興味がない、無回答
- いずれの項目も無回答

③ 「これからしてみたい・興味がある」と回答した項目ができなかった主な理由（複数選択）

「仕事や家事が忙しくて時間がないから」の割合が最も高く 53.3%となっています。次いで、「情報の入手方法がわからない・入ってこない（24.5%）」、「特に理由はない（21.3%）」となっています。

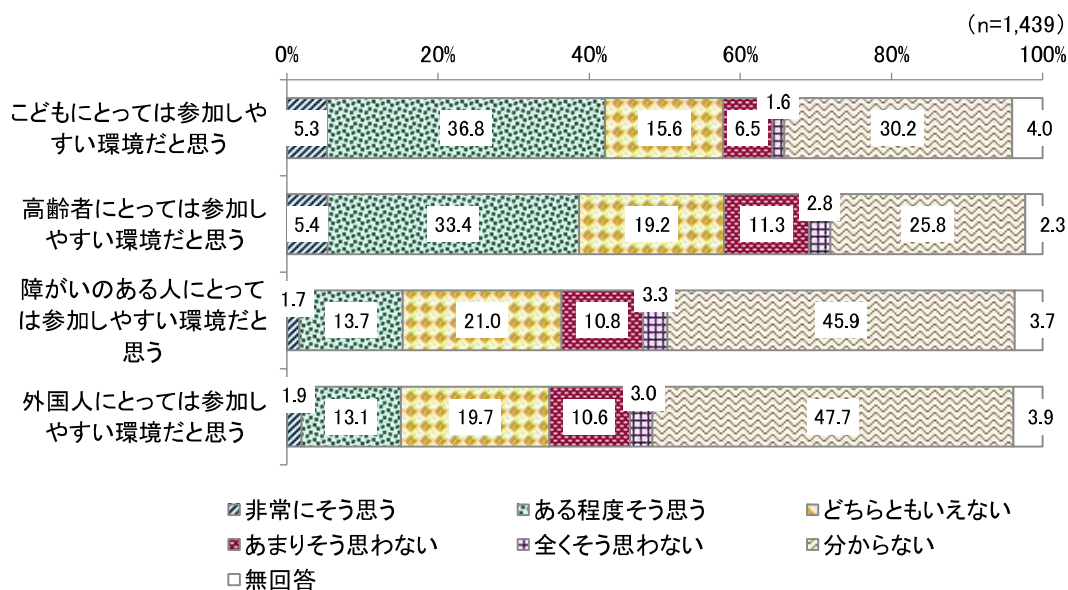
「これからしてみたい・興味がある」と回答した項目ができなかった主な理由



④ 自然・社会・文化などの体験や、それらに参加しやすい環境だと思うか

様々な人のライフステージ、属性ごとに自然・社会・文化などの体験をしやすい、あるいはそのような機会に参加しやすい環境かを聞いたところ、子どもや高齢者にとっては「参加しやすい環境だと思う」「ある程度そう思う」の割合が 4 割程度になっている一方、障がいのある人、外国人にとってはその割合が 2 割未満となっています。

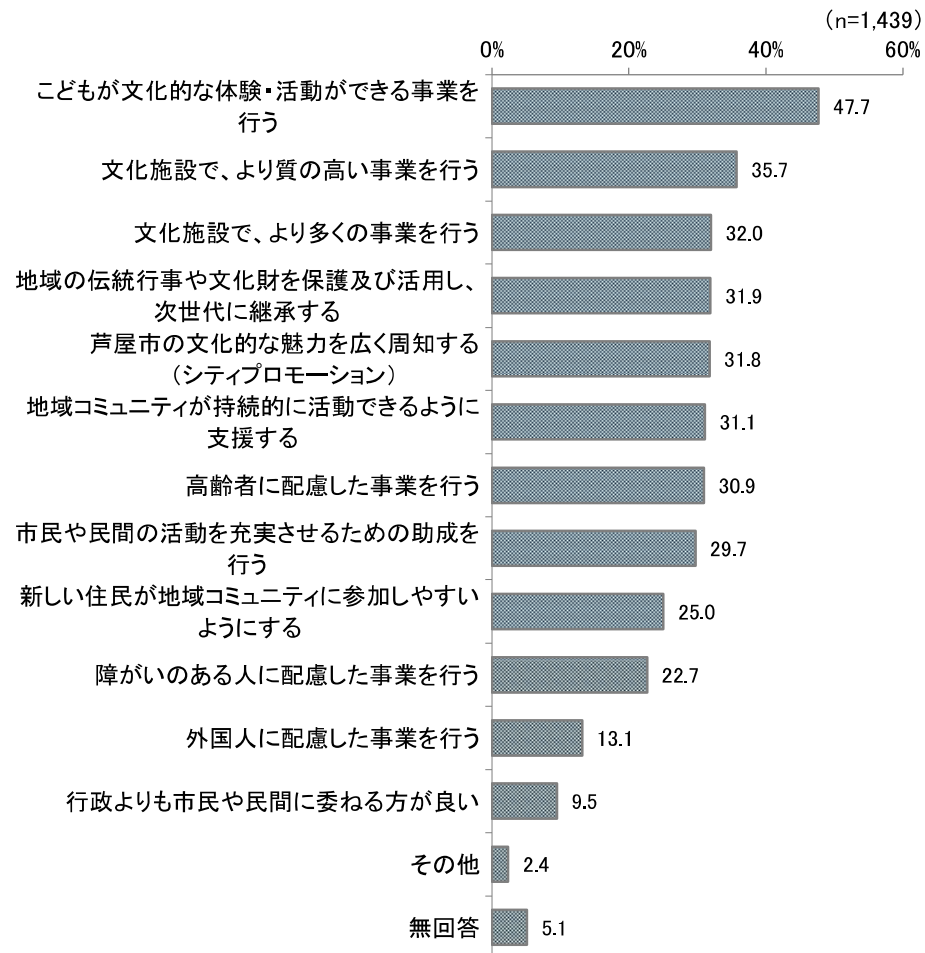
自然・社会・文化などの体験や、それらに参加しやすい環境だと思うか



⑤ 身近に文化を感じることができるまちであるために行政が行うとよいと思うこと（複数選択）

「こどもが文化的な体験・活動ができる事業を行う」の割合が最も高く 47.7%となっています。次いで、「文化施設で、より質の高い事業を行う（35.7%）」、「文化施設で、より多くの事業を行う（32.0%）」となっています。

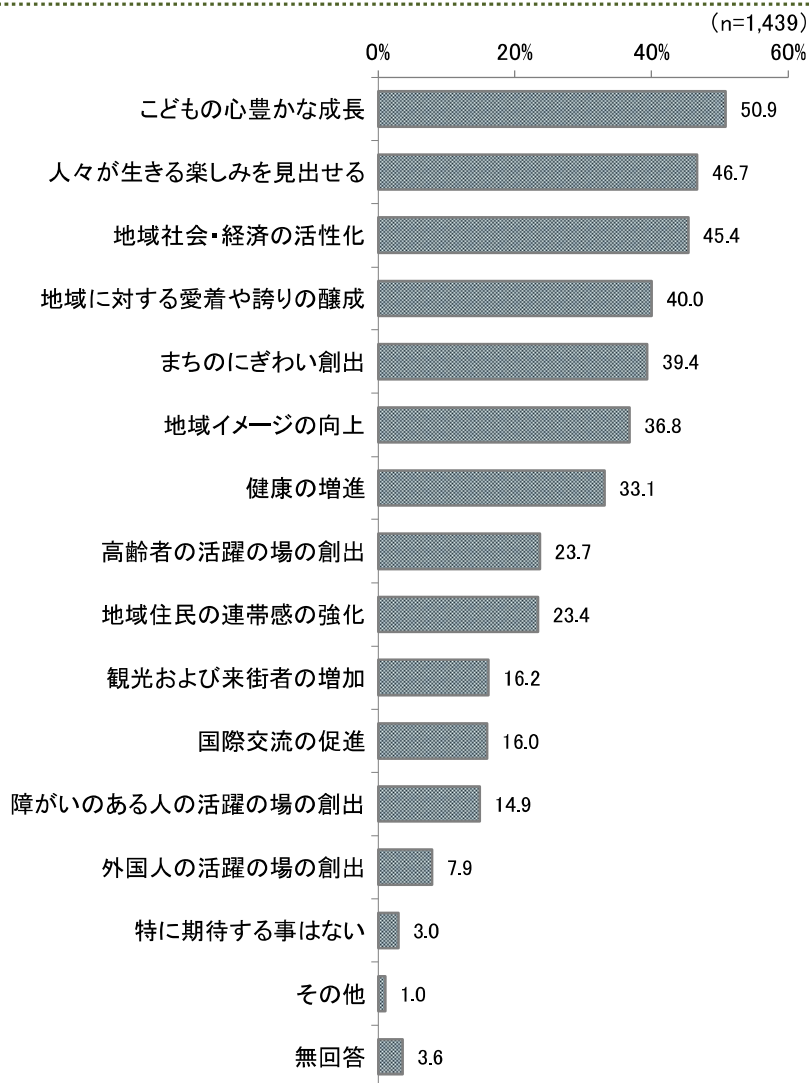
身近に文化を感じることができるまちであるために行政が行うとよいと思うこと



⑥ 文化の推進を図ることにより社会にもたらされる効果として期待すること（複数選択）

「こどもの心豊かな成長」の割合が最も高く 50.9%となっています。次いで、「人々が生きる楽しみを見出せる（46.7%）」、「地域社会・経済の活性化（45.4%）」となっています。

文化の推進を図ることにより社会にもたらされる効果として期待すること



3. ヒアリング・団体アンケートからみる現状

(1) ヒアリング調査結果について

文化の観点からの本市に対する印象や将来の文化に期待すること、活性化の方向性など、定量的な調査では得られにくい意見をお聞きするため、市民アンケート調査のほかにヒアリングを行いました。

ヒアリング対象は、特に若い世代の声を聴くため高校生・大学生と、外国人市民から意見を聴取しました。

[調査の概要]

対象者の属性：高校生、大学生、外国人市民、弁護士

(※聞き取り手法は、一部グループインタビューによる。)

① ヒアリングでの主な意見

- ・外国人に対しても様々な情報を届けようとしていることは芦屋らしいと思う。
- ・芦屋市民はすごく丁寧で、育ちがよいという印象である。まち並みが静かで上品という印象もある。
- ・住む前からのイメージとして住宅街や別荘地といったイメージがあった。高級な教養のある文化。
- ・大阪城から切り出した石垣や街中のお地蔵さんなど昔からの遺産が多く、昔からのものを大事にしている印象がある。
- ・芦屋は落ち着いた雰囲気や美しい街並みなど上質な生活文化が感じられる上品なまちで、こうした歴史や品格そのものが文化だと思う。
- ・スポーツやライブ、コンサートというよりは、文化財、美術など上品なものが多い印象である。
- ・芦屋市には景観に関する条例があるなど、他市より特に景観に気を使っていると感じる。

② 今後の展開として望む意見のまとめ

- ・言葉の壁があって参加しにくいことが多いので、英語の通訳がいればそれがベストだが、それができなければ申込書やチラシ、当日配布資料などに日本語と英語があると当日通訳がいなくても参加しようと思う。
- ・定期的でなくてもよいので、こどもたちの集える場がほしい。
- ・自分から文化施設に行くことはあまりないので、身近なところで文化に触れられるとよい。
- ・芦屋市は横のつながりが強いと思う一方で、世代間でつながることができるイベントがあればよいと思う。世代間のつながりがあれば、今後も住んでいきたいと思えるのではないかな。
- ・まちの中に芸術家のモニュメント、彫刻などがあったら面白いと思う。

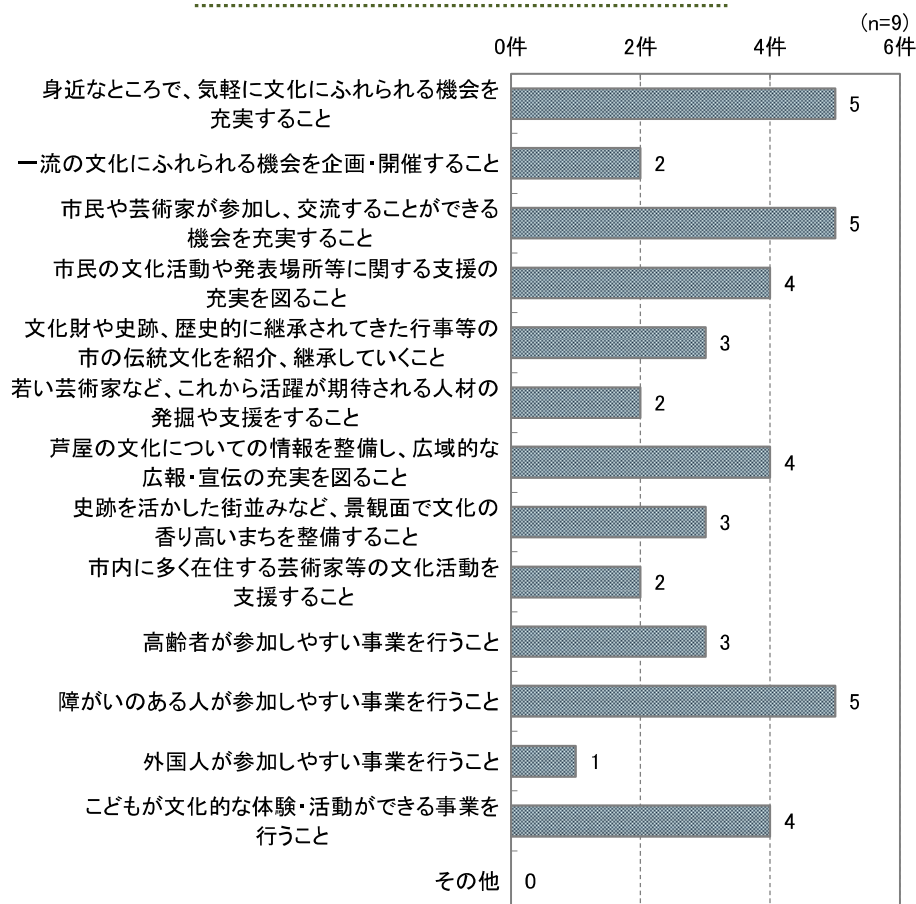
(2) 団体アンケート調査結果について

市内で文化活動に関わる団体にアンケートを行った結果、芦屋の魅力を高めるために重視すべきこととして、身近なところで気軽に文化に触れられる機会を充実させることや市民や芸術家が交流する機会を充実させること、誰もが参加しやすい事業の実施などが挙げられました。

[調査の概要]

調査対象	芦屋市身体障害者福祉協会、芦屋市老人クラブ連合会、芦屋市障がい児者父母の会、株式会社ジェイコムウエスト 神戸芦屋局、株式会社ハナヤ勘兵衛、あおぞらドラマカンパニー、芦屋市 PTA 協議会、特定非営利活動法人 芦屋市手をつなぐ育成会、芦屋能楽塾、芦屋家族会
調査方法	調査シートによる記入もしくはウェブフォームからの回答
調査時期	令和7年（2025年）1月
設 問	1 貴団体の概要について 2 貴団体が考える「芦屋らしさ」について 3 情報発信・入手状況について 4 団体の活動内容や問題点について 5 文化関係団体や地域・他団体との連携について 6 市が実施している事業や市に対するご意見等について

芦屋の魅力を高めるために重視すべき分野



4. 本市における文化に関わる現状と今後重点的に取り組む課題

第2期の文化推進施策を踏まえ、令和6年度（2024年度）に実施した市民・団体アンケート調査やヒアリング等から、本市における文化に関わる現状と課題を整理しました。

（1）全ての人のライフステージに応じた文化政策の展開

アンケート調査から、地域コミュニティでの文化活動の減少や文化活動に対する考え方は多様化し、文化芸術などへの関わり方も様々であることがわかります。

このような状況を踏まえ、全ての人が文化活動に参加できる取組を推進するとともに、他分野の施策とも連携しながら、人々の繋がりや居場所の創出を図り、文化振興と地域活性化を一体的に進めていく必要があります。

また、市民一人ひとりが自発的に文化に関わり、地域の文化を支える担い手になることへの重要性もさらに高まっているため、市民が気軽に参加できる機会や環境を整えるとともに、全ての人が主体的かつ継続的に関わることの意義を実感できるよう、活動への支援を充実させることが重要です。生涯学習の機会を充実させ、誰もが学び、表現し、繋がることのできる場を確保し、文化芸術団体や地域の文化を支える担い手への支援も欠かせません。

さらに、文化を通じて年齢や立場に関わらず誰もが交流し、相互理解を深めるためには、文化ゾーンの活性化や市内の各種施設の活用を進め、誰もが等しく文化芸術活動に親しみ、参加できる機会を確保することが不可欠です。あわせて、生涯にわたり文化に関われるよう、ライフステージに応じた文化政策の展開を工夫していく必要があります。

（2）未来を切り拓くこどもたちへ向けた文化政策

アンケート調査において、身近に文化を感じることができるまちであるために行政が行うとよいと思うことについては、「こどもが文化的な体験・活動ができる事業を行う」ことが高い回答率になっています。また、文化の推進を図ることに社会にもたらされる効果として期待することについても、「こどもの心豊かな成長」が回答の約5割を占めています。

そのため、こどもたちが身近にある文化芸術の大切さを知り、地域のつながりを活かした文化芸術体験の機会を充実させるために、こどもを対象とした文化的な体験や活動を行うなど、次代の芦屋の文化を担うこどもが心豊かに育ち、創造力を養っていく必要があります。

また、多様な文化的背景をもつこどもたちがともに学ぶ機会が増えているため、早期より多文化に対する相互理解や意識の向上に取り組むことが求められます。こどもだけでなく大人も多様な文化や価値観への重要性について理解を深め、互いを尊重し合う意識を育む取組をすすめることが大切です。

こどもたちの豊かな情操を育み、将来にわたって文化芸術を継続的に親しむことのできる環境や機会を整えることが重要となっています。

（３）芦屋文化を活かした戦略的なまちづくり

アンケート調査から、この１年間に文化的な活動や体験を行ったことのある市民が約８割となっており、文化的な関心の高さが感じられる結果となっています。

一方で、文化的な活動や体験ができなかったという回答もあり、その理由として、「情報の入手方法がわからない・入ってこない」の割合が高くなっています。

そのため、幅広く情報が届くように、広報紙や SNS など様々な媒体の特性を活かした情報発信を推進することが求められています。また、効果的に様々な情報発信ツールを活用し、発信することが必要です。さらに、様々な立場の方にも情報が行き渡るように多言語による情報発信を行うとともに、今後これらの情報を集約・整理し、「伝わる」発信の仕組みづくりが重要となります。

また、多様な文化的背景をもつ市民の交流の機会を創出することや様々な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識を高める機会の充実が必要になります。

さらに、アンケート調査において、文化の推進を図ることにより社会にもたらされる効果として期待することとしては、「こどもの心豊かな成長」の割合が最も高く、次いで「人々が生きる楽しみを見出せる」「地域社会・経済の活性化」の割合が高くなっています。

豊かで恵まれた自然が育んだ文化財など、地域の暮らしに根ざした歴史文化遺産の保存活用を図るとともに、誰もが歴史文化遺産に触れ、身近に感じる機会の創出が重要となります。事業者等との連携などにより、芦屋の魅力の醸成を持続的に図っていく必要があります。

これまでの第２次基本計画では、市民に対して公平かつ平等に文化を享受できる機会を提供する「市民文化政策」と、本市の都市としての発展を描く上での「都市文化政策」の両面から、「国際文化住宅都市」としての総合的な文化戦略の推進や個人・事業者・団体等の「参画と協働」による取組を進めてきました。

次期計画においても、これまでの取組を継承しつつ、個人・事業者・団体等による多様な文化活動への支援と協力体制の整備、さらには教育・福祉・まちづくりなど他分野との連携を一層強化させることで、文化を通じた包摂的なまちづくりを進めます。

III. 計画の基本的な考え方

1. 今後5年間の文化政策の方向性（ビジョン）

本市では、北に六甲の山並みと南に広がる大阪湾、市域を流れる芦屋川・宮川など、豊かな自然環境に育まれた住環境や景観を芦屋文化の基盤として、「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき、「国際文化住宅都市」にふさわしい魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかし、日本全体の人口減少が進む中で、将来において本市もその例外ではなく、地域活力の低下とそれに伴う文化資源や市の魅力への影響が懸念されます。

将来の人口減少社会を見据え、今後の文化政策の方向性として、まちづくりのあらゆる施策に文化の要素を反映させることを基本とします。また、国際化の進展等著しく変化する社会環境において、多様な文化的背景をもつ人と共生していくこと今後さらに重要となります。文化活動を通じた人々の繋がりがりや居場所の創出、まちの魅力創造・発信など、文化と他分野の施策との連携を深め、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを目指します。

少子高齢化が進む中、世代間の繋がりを意識しながら、子どもから高齢者まで年代に関わらず文化活動に関わる環境を整える必要があります。次世代を担うことに対しては、豊かな感性と創造力を育む様々な文化体験を提供し、高齢者に対しては、文化活動を通じた生きがいの醸成や生涯にわたって文化に親しみ関わることのできる機会を確保します。また、障がいのある人が文化活動に参加しやすいよう工夫を行い、文化活動の幅を広げることで社会参画を推進します。さらに、外国人市民に対しては文化活動を通じて人や地域と繋がることで相互理解や繋がりの深化を図ります。

全ての人が文化活動に親しむ機会をつくり、世代や文化的背景を超えた交流を促進することで、誰もが活躍でき、芦屋市が一層魅力的に感じられるまちづくりを目指します。

2. 文化政策の展開の基本的な考え方と重点取組項目

歴史・風土に培われ、先人によって育まれてきた比類ない本市の文化は、年齢や立場に関わらず私たちに心豊かな暮らしをもたらすだけでなく、本市のこれまでのまちの発展に大きく寄与してきました。今後も、文化を活かした、戦略的な魅力あるまちづくりが求められています。

そこで、次期文化施策の推進に当たっては、誰もが文化に接することができる機会や文化活動を通じた人々の繋がり、居場所の創出、次世代への継承、まちの魅力創造・発信、多文化共生理解の重要性など、文化と他分野の施策との連携を深め、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを目指します。

【重点取組項目】

【施策の方向性】

1 全ての人のライフステージに文化が行き届く文化政策の推進

- (1) 誰もが文化を身近に楽しめる仕組みづくり
- (2) 文化活動を通じた地域のつながりづくり
- (3) ユニバーサル社会づくりを目指した生涯学習活動の振興
- (4) 文化ゾーンの活性化、各種施設の有効活用
- (5) 文化芸術を行う団体への支援

2 未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策の推進

- (1) 豊かな情操を育む体験活動の推進
- (2) 多文化共生における理解や意識向上
- (3) 地域社会とのつながりによる文化芸術体験の機会の充実

3 芦屋文化を活かした戦略的なまちづくり

- (1) 暮らしに根ざした多文化共生と文化交流のまちづくり
- (2) みどり豊かな美しいまちづくり
- (3) 読書のまちづくりの推進
- (4) 近代建築をはじめとする歴史文化遺産の保存と活用の推進
- (5) 文化を通じたまちの魅力の情報発信の強化

3. 施策の方向性

(1) 重点取組項目 1 全ての人のライフステージに文化が行き届く文化政策の推進

少子高齢化の進展、外国人市民の増加など、本市の人口構成の変化を踏まえた施策の展開が必要となることから、文化振興と地域活性化を一体的に推進します。

また、文化活動を通じた人々の繋がりや居場所の創出を推進することで地域のつながりが深まるまちづくりを目指します。

① 誰もが文化を身近に楽しめる仕組みづくり

年齢や立場、国籍などに関わらず、誰もが等しく文化芸術活動に参加することにより、文化芸術への関心や理解を深めることができるよう、市民まつりや公共施設でのミニコンサートの開催・体験の場の提供など身近に文化芸術に触れ、楽しむことのできる機会の創出を推進します。

② 文化活動を通じた地域のつながりづくり

市民が地域で日常的に文化芸術に触れ、親しむことができるよう文化活動を通じた地域のつながりづくりに引き続き取り組みます。

地域の学習情報を得る機会を創出するとともに、自ら学んだ成果を発表する場や機会を提供し、自らがリーダーとなって活躍できる人材・団体の支援に取り組みます。

文化活動において、様々なかたちでの創作・表現を行うことができる状況を育むことで、文化を生み出す担い手づくり、さらには地域の様々な課題に対して文化振興と地域活性化を一体的に進め、地域のつながりを深める環境づくりを推進します。

③ ユニバーサル社会づくりを目指した生涯学習活動の振興

市民一人ひとりが主体となって行う文化芸術活動を支援するとともに、生涯にわたって学び続けることができる生涯学習の機会の充実を図ります。

多様な価値観や考えが尊重される中で、生涯学習を通じた交流を広げ、年齢や立場に関わらず誰もが安心して文化や学びに触れることが出来る環境づくりを推進します。

※ユニバーサル社会：年齢、性別、障がいの有無、文化などの違いにかかわらず誰もが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会

④ 文化ゾーンの活性化、各種施設の有効活用

美術博物館、谷崎潤一郎記念館、図書館において、市民が気軽に訪れやすいイベントや文化活動事業を3館が連携・協力して実施し、文化芸術活動に親しむ鑑賞や体験の場を提供します。また、市民センター、公民館、市内の各種施設においても文化芸術活動に親しむ場を提供します。

※文化ゾーン：市立図書館・谷崎潤一郎記念館・美術博物館が隣接し、芦屋文化ゾーンと呼ばれる複合文化施設を形成しています。

⑤ 文化芸術を行う団体への支援

市民の文化芸術活動が活発に行われるよう支援するとともに、行政や財団等の様々な補助金や助成金の制度を周知することにより、文化芸術活動への参画を促し、活動の機会の創出を促進します。

(2) 重点取組項目 2 未来を切り拓くこどもたちへ向けた文化政策の推進

こどもたちが地域にある文化財や文化芸術に触れる機会及び体験活動できる場の充実を図ります。

部活動の地域展開により、将来にわたって継続的に文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図り、生涯にわたって文化芸術と豊かに関わる力を身につけ、未来を切り開くこどもたちを育成できるよう取組を進めます。

また、多様な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識の醸成を育んでいきます。

① 豊かな情操を育む体験活動の推進

次世代を担う人材の育成を目的とした豊かな文化芸術教育の充実を図るため、発達段階に応じた体験学習や芸術鑑賞、地域に根ざした歴史文化遺産への理解を深める機会を提供するとともに、学校給食をはじめとした食育の推進や学校図書の一層の活用に取り組むことで、豊かな感性と創造力を育みます。

② 多文化共生における理解や意識向上

幼少期から多様な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識を育むことで、より良い社会を築くための基盤を構築することが重要です。

市内の就学前施設や小中学校では、多様な文化的背景をもつこどもたちがともに学ぶ機会が増えているため、多文化に対する相互理解や意識の向上を図ります。

さらに、こどもだけでなく保護者に対してもその重要性について理解を深めてもらうため、関係機関と連携し意識の醸成に努めていきます。

③ 地域社会とのつながりによる文化芸術体験の機会の充実

地域社会において文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図り、こどもたちが生涯にわたって文化芸術と豊かに関わるができるよう、コミュニティ・スクールの活動等に加えて中学校部活動の地域展開など取組を進めます。

こどもたちが地域にある文化芸術の大切さを知り、文化活動を行うことで、地域における伝承の機会の充実を図ります。

(3) 重点取組項目 3 芦屋文化を活かした戦略的なまちづくり

「国際文化住宅都市」である芦屋らしい良好な住まい・景観づくりを進め、まちの魅力創造・発信等文化施策と他分野の施策との連携を深め、文化を活かした、戦略的な魅力あるまちづくりを推進します。

様々な媒体の特性を活かして文化に関する情報発信を推進します。

多様な文化的背景をもつ市民の交流の機会を創出することにより、様々な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識の醸成を目指します。

文化的資源を活用するなど地域の賑わいを創出し、交流人口の拡大や定住者の呼び込みが図れるよう、市の魅力の向上及び発信に取り組みます。

① 暮らしに根ざした多文化共生と文化交流のまちづくり

本市には、恵まれた自然や豊かな歴史が育んだ文化財など、多くの文化資源があり、こうした芦屋の暮らしに根ざした文化資源の保存活用を効果的に行うことで、文化交流のある魅力的なまちづくりを推進します。

また、多様な文化的背景をもつ市民が交流をすることで、様々な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識を育んでいきます。

② みどり豊かな美しいまちづくり

芦屋の文化資源を有効活用し、「国際文化住宅都市」である芦屋らしいみどり豊かな美しい住環境を、将来にわたって守り、育んでいきます。

また、周辺地域や事業者等が連携し、それぞれの地域独自の公園の利活用を推進した庭園都市ならではの一体的なまちづくりを進め、市民の誇りとなる芦屋の魅力の醸成を図ります。

③ 読書のまちづくりの推進

市民が読書に親しみ、学ぶことができるような取組を推進します。

また、日頃図書館に赴くことのできない方に対しても電子図書の充実など、I Tの活用によって読書をより身近に感じることができる環境の整備を推進します。

④ 近代建築をはじめとする歴史文化遺産の保存と活用の推進

本市には長い歴史の中で育まれた歴史文化遺産が数多くあります。さらに、名建築や洗練されたライフスタイルは、阪神間モダニズムと呼ばれ、本市の歴史文化を特徴づけています。これら本市にとってかけがえのない歴史文化遺産を次世代へと継承していくためには、市民がその価値を理解し、守り、活用できる環境を整えることが重要です。

その実現に向けて市民と店舗や事業者等と連携して、阪神間モダニズムをテーマとした地域イベント等において、地域に残る歴史文化遺産の価値や魅力を積極的に発信することによって、市民が歴史文化遺産に触れ、身近に感じる機会を創出します。

さらに、デジタルアーカイブの整備や SNS を通じた情報発信の充実など、ICT を利用した保存と活用を推進します。

※阪神間モダニズム：明治後期から昭和前期にかけて、六甲山地南麓を中心とする阪神間で近代的な芸術及び建築、生活様式等を育んだ地域文化で、現在の阪神間の文化やライフスタイル、地域のイメージ等にも大きな影響を与えている。

⑤ 文化を通じたまちの魅力の情報発信の強化

幅広く市民に情報が行き届くように、広報紙や SNS など各メディア媒体の特性を活かし、誰もが知りたい情報を容易に得ることができるよう映像や音声、多言語による情報発信などを行うことで、文化に触れる機会の充実を図ります。

また、周辺地域や事業者等と連携し、民間の様々な情報発信ツールを活用することで、イベント情報など、より地域に密着した情報発信を推進します。

第3次芦屋市文化推進基本計画指標

指 標	単 位	最新実績 (R6実績)	計画終了時 目標
1 全ての人のライフステージに文化が行き届く文化政策の推進			
①この1年間における文化体験・活動の有無	%	78.0	85.0
②公民館講座等の受講率	%	77.9	85.0
③1年間で自発的に学びを得る機会があった人の割合	%	35.1	50.0
④あしや保健福祉フェアの満足度	%	協議中	協議中
⑤高年福祉事業の満足度（協議中）	%	協議中	協議中
⑥障がい児・者作品展の作品数	点／年	168	200
⑦芦屋市内の主な歴史的・文化的な資源の知っている割合	%	82.7	85.0
⑧美術博物館の展覧会の満足度	%	93.9	100.0
2 未来を切り拓くこどもたちへ向けた文化政策の推進			
⑨中学生以下の美術博物館の入館者数	人／年	2,793	3,000
⑩学校給食の地産地消週間の地場産物平均活用率（品目ベース）の向上	%	52.0	60.0
⑪公立中学校の学校図書における児童生徒一人当たりの年間の図書貸出冊数	冊／年	8.6	20.0
⑫学校への定期巡回における図書の貸出冊数	冊／年	4,934	5,000
⑬あしやキッズスクエアでのプログラム実施回数	回／年	459	680
3 芦屋文化を生かした戦略的なまちづくり			
⑭多文化共生理解を深めるための講座の参加者数	人／年	3,768	3,900
⑮地域におけるまちなみとまちなかの緑の景観の美しいと感じている人の割合	%	95.1	95.1
⑯公園を年数回以上、利用したことがある人の割合	%	45.1	55.0
⑰公立図書館における市民1人当たりの図書貸出冊数	冊／年	7.3	8
⑱公立図書館における電子図書閲覧数	回／年	31,901	40,000
⑲定住意向	%	86.4	86.4
⑳市政情報の発信ができていると思う人の割合	%	51.0	55.0